

根室市選挙管理委員会告示第 8 号

令和6年10月27日執行の第50回衆議院議員総選挙及び第26回最高裁判所裁判官国民審査の在外選挙人が期日前投票を行う指定期日前投票所は、次の場所に設けるので、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第41条第1項の規定により告示する。

令和6年10月7日

根室市選挙管理委員会

委員長 金 澤 英 俊



記

1. 在外選挙人が期日前投票を行う指定期日前投票所

場 所 根室市常盤町2丁目27番地 根室市役所1階エントランスホール

期 間 令和6年10月16日（水）から令和6年10月26日（土）まで